

神河町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年 3月24日

神河町長 山 名 宗 悟

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

神河町 越知谷地区（新田、作畑、大畑、越知、岩屋）
当初（平成28年3月）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年 3月11日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

◆経営体数	法人	0経営体
	個人	0経営体
	集落営農	5組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

◆担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

・対象地域の農地所有者は、農地中間管理機構を介さず、原則として集落営農組織の10年間の特定農作業受委託契約を結ぶ。

6. 地域農業の将来のあり方

【農地の保全、管理】

それぞれの集落において、営農組合があるので、その組合に農地を預け、農作物の生産、農地の保全管理を行う。

【担い手について】

現在それぞれの集落で営農組合が農作業の受託等により、経営を行っているが、今後は、越知谷地区において、広域での組織化を行い、経営を行う。また、広域での作業のため、補助事業等を利用し、必要な農業機械を導入する。

越知谷産米のブランド化を図る。（個別乾燥調整等により、他地域との差別化を図る。）

【作物について】

この地域は、水稲作がもっとも生産しやすく、農地を守っていく上で、引き続き水稲作を推奨する。また、小豆の新規導入、そばの規模拡大を図る。

【農地の出し手】

中山間地域であるので、畦畔管理が一番の課題であるので、農地の出し手の方は、草刈、水管理等できる範囲で協力する。